

緑と花のまちづくり推進員普及活動支援事業実施要綱

この要綱は、公益財団法人いしかわ緑のまち基金（以下「基金」という。）の「緑と花のまちづくり推進員普及活動支援事業」を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この事業は、緑と花のまちづくり推進員（以下「申請者」という。）が、地域住民等を対象に緑化の講習会を開催する場合及び公共の緑の保全、美化等、愛護活動に取り組む場合に必要となる経費の一部を助成し、申請者の普及啓発活動が円滑に行われることを目的とする。

（助成の対象）

第2条 助成対象とする講習会及び、愛護活動はそれぞれ以下の条件をすべて満たすものとする。

一 講習会

- ア 申請者が、ボランティアとして主催もしくは自ら講師となり、地域住民等を対象に行う草花や樹木に関する講習会。
- イ 1講座につき、申請者を除く10人以上の参加が予定され、会場、参加者共に一般に公開された講習会。

二 愛護活動

- ア 対象は、公園、道路、河川等公共施設及びこれに準じた公共性の高い施設で、申請者が施設の所有者や管理者の同意を得ること。
- イ 複数の申請者が同一場所で活動する場合は、担当区域が重複しないこと。
- ウ 内容は、花壇や植栽地の造成（緑取り、客土、土壌改良等）、植栽（樹木、草花）、植物管理（剪定、施肥、植替え、除草等）とする。

（助成金額）

第3条 助成金額は講習会開催及び愛護活動に係る経費の内、以下の金額とする。

- 一 講習会で使用した資材費について申請者を除く参加者1人当たり500円を限度として助成する。
- 二 申請者が愛護活動に使用した資材費について助成する。
- 三 対象となる資材費は、講習会、愛護活動共に、植物材料、肥料、支柱材、土砂、容器、縁石、ラベル、残材処分費、資材運搬費、その他これに類するものとして基金が認めるものとする。
- 四 事務費（消耗品、ガソリン代等）として、申請者一人当たり年間2千円（定額）を助成する。
- 五 申請者の登録がある団体・企業が、同一エリア内で活動を行なう場合は、申請者5人までを限度として助成する。
- 六 上記一～五に係る助成金の総額は、申請者一人当たり年間3万円を限度とする。

（申請、手続き等）

第4条 講習会開催及び愛護活動に係る経費の助成を希望する申請者は、申請書（様式第1号）を基金に提出するものとする。

- 2 基金は、前項の申請書の内容を審査し、結果を申請者に通知する。
- 3 申請者は、申請内容を変更し、又は中止しようとする場合は、遅滞なく基金に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 基金は、第3項の報告があった時は、助成の決定を取消し、又は変更することができる。
- 5 申請者は、講習会又は愛護活動の終了後、速やかに終了報告書（様式第2号）に、請求書（様式第3号）を添付し、基金に提出しなければならない。
- 6 基金は終了報告書を審査し、適当と認めるときは速やかに申請者の口座に助成金を交付する。

附則

- この要綱は、平成17年9月20日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。